

河川保全区域内で住宅等の工作物を設置する場合には、事前に河川管理者の許可が必要です。

①河川保全区域とは

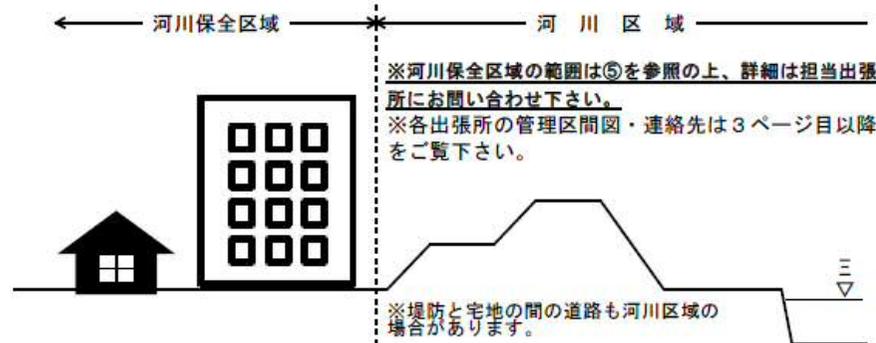
洪水や高潮等から皆さんの生命・財産を守る河川の堤防、水門、樋管などの河川管理施設の安全を確保するため、河川区域に隣接する一定の区域について、建築される住宅等の工作物やその施工方法、土地の掘削等による整備状況、設置される工作物が地下で水漏れを起こす恐れの有無など、河川管理施設に対して支障となるかを審査するため、「河川保全区域」として河川法で指定しています。

②河川法第55条とは

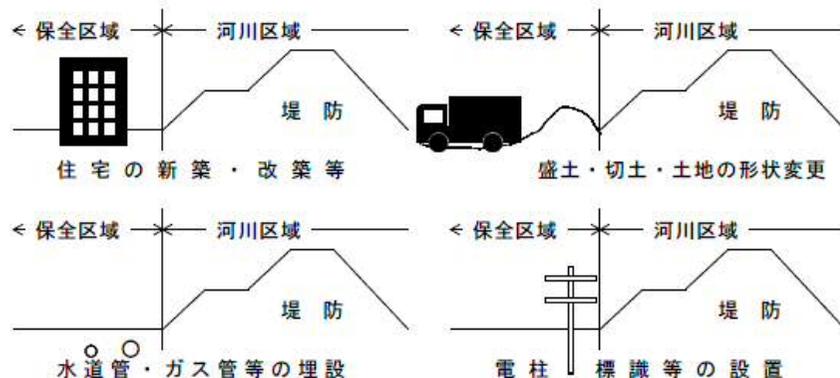
この河川保全区域において、工作物を設置したり、土地の掘削、水を浸透させる等を行うと、堤防や護岸が崩れたり、壊れる原因となる可能性があります。

このようなことを防ぐため、河川保全区域において住宅などの工作物の新築・改築もしくは土地の掘削盛土等、土地の形状変更をするときは、事前に河川管理者の許可が必要になります。

この許可が河川法第55条（民地の工作物設置及び土地の形状変更）です。



③申請の必要な主な行為



※ただし、以下の場合については許可は必要ありません。

- ・耕うん
- ・境内の土地で、堤防から5m以上離れた延長20m未満かつ高さ3m以内の盛土
- ・境内の土地で、堤防から5m以上離れた深さ1m以内の掘削又は切土
- ・境内の土地で、堤防から5m以上離れた工作物の新築又は改築
(堅固な工作物や水が浸透する恐れのあるものを除く)

【注意！】許可の要否については、事前に担当出張所にご相談下さい。

④河川法第55条申請の申請書及び添付書類について

※申請書類を準備される前に、事前に建築等の内容を担当出張所にご相談ください。

- 許可申請書（甲様式）
- 工作物の新築改築除去（乙様式）
 - 及び2.については事務所のHPから様式のダウンロードができます。また、2.については記載要領をご参照下さい。
- 事業計画概要書（申請の内容を説明した書類）
- 位置図（住宅地図等に申請箇所を赤色で着色してください。）
- 実測平面図

※以下の事項に注意して作成してください。

 - 1) 堤防との位置関係がわかるようにしてください。
 - 2) 建物、上下水道管等のライフライン設備、地下埋設物、塀等の位置を記載してください。
 - 3) 下記横断面図の断面位置（ex.「A-A断面」等の表示）を記載してください。
 - 4) 堤防などの河川管理施設については、実測による形状、数値を記載して下さい。
 - 5) 河川区域線及び河川保全区域線を記載して下さい。
- 河川区域と申請される建物の一番接近している場所の横断面図

※以下の事項に注意して作成してください。

 - 1) 1/100又は1/200の縮尺で、実測断面図として下さい。
 - 2) 申請される建物の基礎構造を記載して下さい。
 - 3) 堤防との位置関係（特に距離・深さ）がわかるようにしてください。
 - 4) 堤防などの河川管理施設については、実測による形状、数値を記載して下さい。
 - 5) 河川区域線及び河川保全区域線を記載して下さい。
- 構造図

※以下の事項に注意して作成してください。

 - 1) 建物の場合、建築確認等の際に提出する配置図・立面図、基礎伏図、矩計図等
 - 2) 管路や柵、電柱や標識等を設置する場合はその構造図又はカタログ
- 工程表（特段の事情のない限り工期の変更を申請することのないように工事工程表を的確に作成してください。また、工事完了後、完成検査を行いますので、その期間も含めて下さい。）
- 公園の写し（申請される土地を赤線で囲って下さい。）
- 土地登記簿謄本（申請される土地に該当する地番のもので、原本を添付して下さい。）
- 土地使用承諾書（申請する土地が借地等の場合、賃貸借契約書等の写しが必要です。）
- 建築場所の写真

※以下の事項に注意して作成してください。

 - 1) 堤防などの河川管理施設との位置関係が分かる全体写真及びアップ写真
 - 2) 申請区域が分かるような記載と、写真の撮影日を記載して下さい。
- 委任状（建主に代わって設計事務所等が申請する際に添付してください）
- 印鑑証明書（上記に同じ）
- 他の行政庁の許可書等の写し（道路占用、開発許可、建築確認など他の行政庁の許可が必要

な場合は、その許可書等の写しもしくは許可を受ける見込みのある書面の写しが必要です)

15. 提出部数

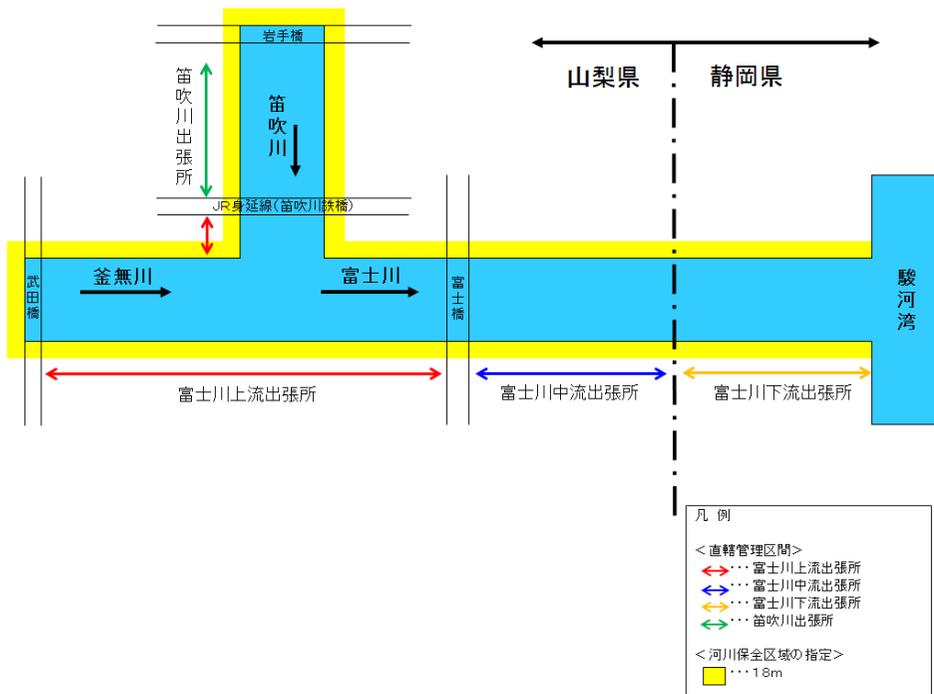
正1部、副1部を提出してください。

※副本については、上記1～3はモノクロで、4以下はカラーコピーをお願いします。

⑤河川保全区域の範囲について

※詳細は担当出張所にお問い合わせ下さい。

<富士川水系>



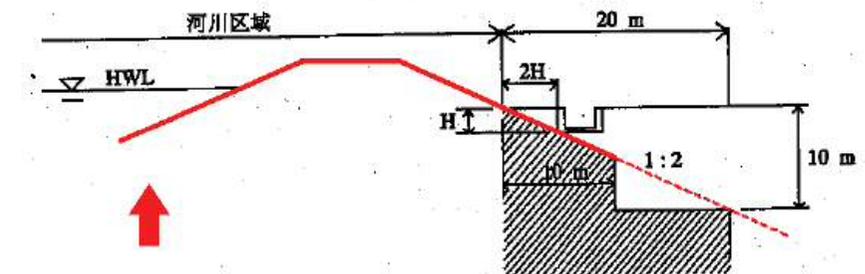
⑥設計をするにあたっての留意事項

※河川法第55条の許可にあたっては、以下の通達を元に審査を行っています。

※詳細については必ず担当出張所へご相談下さい。

・堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について
(平成6年5月31日建設省河治発第40号建設省河川局治水課長通達)

- 堤脚から50%の勾配(2割勾配)の線より堤内側及び堤脚から20m(深さ10m以内の工作物については10m)を越える範囲(下図の斜線外の堤内地側の部分)における工作物の設置(堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。)については、特に支障を生じないものであること。
- 堀込み河道(河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上)のうち堤防高が0.6m未満である箇所については、下図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。
- 杭基礎工等(連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。)については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面上昇に対する影響はなく、下図の斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。
- 下図の斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合には、浸透流計算により求めた洪水時の堤防内の浸潤面に基づく堤防のすべり安定計算により、堤防の安定性について工作物設置前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸い出しを生じない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとする。なお、旧河道や漏水の実績のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要があると考えられるものであること。
- 基礎地盤が軟弱な箇所における下図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合には、荷重バランスの崩れ、浸潤面上昇等により堤防の安定性を損なうことが考えられるため、4に準じて堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。なお、事前に十分な検討を行い堤防への影響の範囲を明確にしておく(下図と同様の図を作成)ことが望ましいものであること。
- 堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基礎漏水を生じやすい地質である場合には、すべりに対する堤防の安定性のほか基礎漏水に対する堤防の安定性についても確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。
- 排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わる恐れのある工作物を設置する場合には、堤防のり尻より5m以上離すものとする。
- その他堤防の安全性を損なう恐れがある場合で上記の判断基準により難しいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。



※特にこちらの赤線のラインについては、事前に必ず担当出張所にご確認頂くようお願いいたします。



■富士川上流出張所

〒409-3601
 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門645
 TEL.055(272)0040
 FAX.055(272)6398
 JR身延線市川大門駅より徒歩約1分

<担当区間>

韮崎市...富士川(釜無川):富士橋上流端~
 武田橋

他6市町...支川笛吹川:富士川合流点~
 身延線の笛吹川鉄橋



■富士川中流出張所

〒409-2305
 山梨県南巨摩郡南部町内船4544の2
 TEL.0556(64)2310
 FAX.0556(64)3554
 JR身延線内船駅より徒歩約5分

<担当区間>

南部町・他3町...富士川:静岡県境~
 富士橋上流端



■富士川下流出張所

〒416-0909
 静岡県富士市松岡官有無番地
 TEL.0545(61)0078
 FAX.0545(64)9147
 JR東海道本線富士駅より徒歩約30分

<担当区間>

静岡県富士市・他2市...富士川:河口~
 山梨県境



■笛吹川出張所

〒406-0034
 山梨県笛吹市石和町唐柏720-3
 TEL.055(262)2821
 FAX.055(263)5420
 JR中央本線石和温泉駅より徒歩約35分

<担当区間>

甲府市・他4市町...笛吹川:JR身延線笛吹
 川鉄橋~岩手橋